

官報

号外 昭和四十一年六月二十四日

第五十一回国会衆議院会議録 第六十八号

昭和四十一年六月二十四日(金曜日)

議事日程 第四十五号

昭和四十一年六月二十四日

午後二時開議

- 第一 製菓衛生師法案(社会労働委員長提出)
- 第二 性病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 こどもの国協会法案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 製菓衛生師法案(社会労働委員長提出)
- 日程第二 性病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 こどもの国協会法案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和四十一年六月二十四日 衆議院会議録第六十八号 製菓衛生師法案外二案

案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(伊能繁次郎君外二十名提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

案(内閣提出、参議院送付)

午後三時三十五分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 製菓衛生師法案(社会労働委員長提出)

日程第二 性病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

日程第三 こどもの国協会法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、製菓衛生師法案、日程第二、性病予防法の一部を改正する法律案、日程第三、こどもの国協会法案、右三案を一括して議題といたします。

製菓衛生師法案

右の議案を提出する。

昭和四十一年六月二十三日

提出者

社会労働委員長 田中 正巳

製菓衛生師法

(目的)

第一条 この法律は、製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

上させ、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。)に従事する者をいう。

(免許)

第三条 製菓衛生師の免許(以下「免許」という。)は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。

(製菓衛生師試験)

第四条 製菓衛生師試験は、厚生大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。

(受験資格)

第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものである。
- 二 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものである。

(欠格事由)

第六条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えない。

- 一 精神病患者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 第八條第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

(製菓衛生師名簿、登録及び免許証の交付)

第七條 都道府県に製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、製菓衛生師名簿に登録することによつて行なう。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、製菓衛生師免許証を交付する。

(免許の取消)

第八條 都道府県知事は、製菓衛生師が第六條第一号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、製菓衛生師がその責に帰すべき事由により菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第九條 この法律に定めるもののほか、免許、登録及び製菓衛生師養成施設に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第十條 製菓衛生師でなければ、製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(罰則)

第十一條 前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

2 この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く)であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえるに至つたものは、第五條の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。

3 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第五條又は前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

4 この法律の施行の際現に製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いている者については、第十條の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(名称使用に関する経過措置)

5 厚生省設置法の一部改正(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なう製菓衛生師試験

の基準を定めること。

第九條の二第九号の次に次の一号を加える。

九の二 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第 号)を施行すること。

理 由

製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

性病予防法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

性病予防法の一部を改正する法律

性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者」を削り、「二十四時間」を「一月」に改め、同条に次の一項を加える。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

第七條を次のように改める。

第七條 医師は、性病にかかつてしていると診断した患者又はその診療している患者が、前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の診療を受けている旨の証明書提出しない、その治療を受けないときは、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨並びに患者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、患者に病毒をうつしたと認められる者が

さらに多数の者に病毒をうつすおそれのある者であるときは、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、文書をもつて、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第八條中「あらかじめ」の下に、「すんで梅毒血清反応についての医師の検査を受けるとともに」を加える。

第十條中「第六條」を「第七條」に、「基き」を「基き」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十二條中「まん延」を「まん延」に改め、「厚生大臣の承認を受け」を削る。

第二十四條第一項中「第六條、第七條第一項、第十條」を「第六條第一項、第七條、第十條、第十一條」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「第十五條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「但し、第十一條又は」を「ただし」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 前項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合
二 前項の規定により読み替えられる第十五條第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合
第二十四條第四項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 第一項の規定により読み替えられる第十條の規定により、市長が、医師の健康診断を受けるべきことを命じた場合
二 第一項の規定により読み替えられる第十一條の規定により、市長が、医師の健康診断を受けるべきことを命じ、又は当該官吏に健康診断をさせた場合
三 第二項の規定により読み替えられる第十五

条第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合

四 第二項の規定により読み替えられる第十五条第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第二十五条第二項中「都道府県知事」の下に「又は前項の市の長」を加える。

第三十条中「第六条の規定による」を「第六条第一項の規定によるその患者の病室をうつしたと認められる者について」に、「六月」を「六月」に改める。

第三十二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条を」第六号第一項に、「第七条第一項を」第七号に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和四十一年十月一日から施行し、同日以後に行なわれる梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用について適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用について、は当分の間、これを徴収しないものとする。

理 由

最近における性病の増加の傾向にかんがみ、患者等に関する医師の届出制度を合理化するとともに、婚姻をしようとする者の梅毒血清反応についての検査に関する規定を設ける等性病予防対策を強化する必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

こどもの国協会法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十三日

衆議院議長 山口喜久一郎殿
参議院議長 重宗 雄三

こどもの国協会法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十六条)
- 第三章 業務(第十七条—第十九条)
- 第四章 財務及び会計(第二十条—第二十八条)
- 第五章 監督(第二十九条—第三十条)
- 第六章 雑則(第三十一条—第三十二条)
- 第七章 罰則(第三十三条—第三十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 こどもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もつて心身ともに健全な児童の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 こどもの国協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第四条 協会の資本金は、五千万円と協会の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価額の合計額に相当する金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

3 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

(理事)

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(監事)

3 監事は、協会の業務を監査する。

(監事の職務)

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

(理事の任命)

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十条 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

(役員は、再任されることができない。)

2 役員は、再任されることができない。

(役員は、再任されることができない。)

2 役員は、再任されることができない。

(役員の解任)
第十二条 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員は、再任されることができない。)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権の制限)
第十四条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)
第十五条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十六条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)
第十七条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

と。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会以外の者に委託することができる。

3 協会は、第一項の業務を行なうほか、第一線の目的の達成に支障のない限り、その設置する施設の全部又は一部を一般の利用に供することができる。

(こどもの国)

第十八条 協会が設置する前条第一項第一号の集団施設は、こどもの国と称する。

(業務方法書)

第十九条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に厚生大

臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十四条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金) 第二十五条 協会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十六条 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十七条 協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(厚生省令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十七条第二項、第十九条第一項、第二十条、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三条の規定による承認をしようとするとき。

三 第十九条第二項、第二十七条又は第二十八条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み

及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならぬ。

第四条 附則第二項第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(資本金の増加)

第八条 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的として、協会に追加して出資することができる。

2 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により出資の目的とする土地等の価格について準用する。

(不動産取得税の非課税)

第九条 都道府県は、協会が、第四条第一項又は前条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中小企業指導センター」の下に、「このものの国協会」を加え、

同条第十八号中「日本中小企業指導センター」の下に、「このものの国協会」を加え、同条第二十七号ノ四の次に次の一号を加える。

二十七ノ五 このものの国協会が、このものの国協会法第十七条第一項第一号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 このものの国協会ノ発スル証書、帳簿

(厚生省設置法の一部改正)
第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第五十六号の三の次に次の一号を加える。

五十六の四 このものの国協会を監督すること。

第十三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 このものの国協会を監督すること。

(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本中央競馬会」を、このものの国協会、日本中央競馬会に改める。

第七十三条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 このものの国協会が、このものの国協会法(昭和四十一年法律第 号)第十七

条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八条第二項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 このものの国協会が、このものの国協会法第十七条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「このものの国協会」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

このものの国協会 四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)
第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

このものの国協会 四十二年法律第 号)

別表

一 土地

神奈川県横浜市港北区鶴田町字薬師堂千三百五十番の三 所在

雑種地 三千九百六十六平方メートル

神奈川県横浜市港北区鶴田町字金久保千三百九十六番の二 所在

雑種地 九千九百六十三平方メートル
神奈川県横浜市港北区鶴田町字山千二百

十二番の二 所在
雑種地 六千七百二十七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字大幡二千六百五十番の五 所在

雑種地 六千八百九十五平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在

雑種地 千八百四十四平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸千九百六十七番の三 所在

雑種地 一万二千二百九十九平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸二千三十六番の三 所在

雑種地 四百五十六平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十二番の三 所在

雑種地 二千七百四十平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十九番の二 所在

雑種地 六千三百八十三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在

雑種地 七万八千二百九十七平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十六番の三 所在

雑種地 六・六一平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在

雑種地 十五万八千三百三十三平方メートル
神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百二十番 所在

雑種地 四千五百八十八平方メートル 東京都町田市三輪町字十五号千二百四十六番の三 所在 雑種地 五千六百六十六平方メートル 東京都町田市三輪町字十六号千二百四十九番 所在 雑種地 一万九百三十七平方メートル 東京都町田市三輪町字二十九号二千四百三十七番の三 所在 雑種地 七千五百四十七平方メートル 東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十番 所在 雑種地 十五万二千九百四十八平方メートル 東京都町田市三輪町字三十一号二千五百六十番 所在 雑種地 六万二千九百九十二平方メートル 東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一十番 所在 雑種地 七万四千三百三十平方メートル 二 建物 神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 床面積 一階 五十平方メートル 二階 二百平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在 補強コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 五・三七平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在 補強コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 十八・六平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 三・〇七平方メートル	神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸千九百八十九番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 十二・九平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在 木造瓦葺平家建 庄面積 二百五十四・五一平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 七・四三平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在 木造瓦葺平家建 床面積 八十一・五八平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 補強コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 十三・八平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 床面積 一階 四百三十七・四平方メートル 二階 四百三十七・四平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床面積 十・一七平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 六十・七六平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 四十九・五八平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 九十九・一七平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 パイプ組立式平家建 床面積 一・六五平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 補強コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 三十八・三四平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 軽量鉄骨造陸屋根平家建 床面積 九十平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 床面積 一階 百六十二・六四平方メートル 二階 百五十七・五九平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 軽量鉄骨造陸屋根平家建 床面積 二十三・〇四平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 木造スレート葺平家建 床面積 百十九平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百番 所在 木造スレート葺平家建 床面積 七十九・三三平方メートル	神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在 木造スレート葺平家建 床面積 七十九・三三平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在 木造スレート葺平家建 床面積 九十二・五六平方メートル 神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六十二番の一 所在 木造スレート葺平家建 床面積 六十六・一一平方メートル 東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十番 所在 コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 十二・五六平方メートル 東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一十番 所在 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 十三・五四平方メートル
---	---	---	---

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。社会労働委員長田中正巳君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(田中正巳君登壇)

○田中正巳君 ただいま議題となりました製菓衛生師法案の趣旨の説明を申し上げますとともに、二法案について社会労働委員会における審査の経

過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、製菓衛生師法案について趣旨の説明を申し上げます。

近年、化学の発達に伴い、製菓原材料として各種の化学的合成品等の添加物の使用が普及増大し、今後ますます常態化する傾向を高めておりますが、菓子製造業者の素質は必ずしも十分これに適応するとは言えないのであります。また、最近の激しい経済環境の変化と社会事情の推移により、菓子製造業における従業者の離脱や雇用難はまことに深刻で、新しい時代に応ずる製菓衛生技術者の養成が急務となつてゐるにもかかわらず、その実施はきわめて困難な現状であります。これをこのまま放置するならば、製菓業将来の向上発展を期し得ないばかりでなく、公衆衛生の見地からも支障なしとは言えないのであります。

かかる情勢にかんがみ、本案は、製菓衛生師の資格を定めることにより、菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の増進等をはからうとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、製菓衛生師とは、都道府県知事が行なう製菓衛生師試験に合格し、免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者をいうことであります。

第二に、製菓衛生師試験は、中学卒業者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師としての必要な知識及び技能を修得した者でなければ受けることができないことであります。

第三に、製菓衛生師でなければ、製菓衛生師またはこれに類似する名称を用いてはならないこと

といたしたのであります。

第四に、受験資格の特例として、本法の施行の日または施行の日後菓子製造業の業務に従事した期間が三年をこえた場合は、中学卒業者でなくとも製菓衛生師試験を受けることができること等であります。

以上が本法案の趣旨の概要でございますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、性病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年各地において性病が著しく蔓延しつつありますが、一般に性病といわれるものの中には、淋病、軟性下疳、梅毒等がありますが、とりわけ最近では早期顕症梅毒の増加が報告され、特に若年層に多発の傾向が見られ、性病の流行は新たな様相を呈してまいりましたので、その予防対策の改善強化をはからうとするものであります。て、そのおもな内容は次のとおりであります。

改正の第一点は、医師が性病患者を診断したとき都道府県知事に対する届け出期間を、従来の二十四時間を一カ月以内とし、届け出制度を合理化して、医師の協力によつて重点的に患者を把握して実効を期することとしたことであります。

改正の第二点は、婚姻をしようとする者に、梅毒血清反応についての医師の検査を受けることを義務づけたことであります。

現行法上では、婚姻をしようとする者は、あらかじめ相互に性病にかかっているかどうかに関する診断書を交換するようにつとめなければならぬこととされておりますが、性病のうち、梅毒は子孫にまで害を及ぼすものでありますので、梅毒

血清反応について医師の検査を受けることを特に法律をもつて強く勧奨する旨の規定を挿入したことであります。

なお、婚姻をしようとする者及び妊娠した者が、性病病院等において梅毒血清反応についての検査を受けた場合の費用は、本年十月一日から公費負担することとしたしております。

第三点は、売淫常習容疑者に対する健康診断命令等の権限は、現行法上、都道府県知事が行なうこととされておりますが、保健所を設置する市にあつては、その市の長が行なうことができるようにしたことであります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託され、昨日、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。次に、このものの国協会法案について申し上げます。

本案は、心身ともにすこやかな児童の育成に寄与するため、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、全国からの寄付金をもとに、国の出資による児童のための総合施設が計画され、昨年五月は完成を見ましたが、この施設の運営に当たるべきものとして、特殊法人こともの国協会を設立しようとするもので、そのおもな内容は、

第一に、こどもの国協会は法人とし、その設立の際の資本金は政府が全額出資することとしたしております。

第二に、役員として、理事長一人及び理事三人以内並びに監事一人を置くこととしたしております。

第三に、この法人の行なう業務の公共性にかんがみ、理事長及び監事については厚生大臣が任命

するものとするほか、業務方法書、事業計画、予算等についても厚生大臣の認可または承認を受けなければならないこと等であります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 工業標準化法の一部を改正する法律案外一案

日程第四 工業標準化法の一部を改正する法律案

（内閣提出、参議院送付）

日程第五 計量法の一部を改正する法律案

（内閣提出、参議院送付）

○議長（山口喜久一郎君） 日程第四、工業標準化

法の一部を改正する法律案、日程第五、計量法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

工業標準化法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月三十日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 山口喜久一郎殿

工業標準化法の一部を改正する法律

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「その製造業者は、」の下に

「工場又は事業場ごとに」を加え、「若しくは容器」を、「容器若しくは送り状」に改め、同条第三項中

「品目及び」を「品目並びに」に改め、「名称」の下に「及び許可に係る工場又は事業場の名称」を加え、同条第五項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同条に次の一項を加える。

6 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、調査会の議決を経て、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十九条の次に次の三条を加える。
(承継)

第十九条の二 前条第一項の許可を受けた製造業

者(以下「許可製造業者」という。)が当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可製造業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第十九条の三 許可製造業者は、当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(許可の失効)

第十九条の四 許可製造業者が当該許可に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。

第二十條中「前条の規定による」を「第十九条第一項の」に改める。

第二十二條の前の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項中「その職員に第十九条第一項の許可を受けた製造業者」を「許可製造業者からその業務に関し報告を徴し、又はその職員に許可製造業者に、」原材料又はを「原材料若しくは」に改める。

第二十三條中「製造業者」を「許可製造業者」に改

める。

本則中第二十七條を第二十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十條 第十九条の二第二項又は第十九条の三(これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十六條中「第二十二條第一項」の下に「(第二十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十二條第一項を加え、「又は忌避し」を「若しくは忌避し」に改め、同条を第二十八條とし、第二十五條第一号中「第十九條第五項」の下に「又は第二十五條第二項」を加え、同条第二号中「第二十三條」の下に「(第二十五條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第二十七條とし、第二十四條中「製造業者」を「許可製造業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(加工技術)

第二十五條 主務大臣が特に必要があると認めて調査の議決を経て鉱工業品の加工技術の種目を指定したときは、その種目の加工技術に係る加工業者は、工場又は事業場ごとに主務大臣の許可を受けてその者が当該加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鉱工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することができる。

2 前項の規定により指定された種目の加工技術

(以下「指定加工技術」という。)については、同

項の許可を受けた加工業者でなければ、何人も、その取り扱う指定加工品(指定加工技術による加工がされた鉱工業品をいう。以下同じ。)

又はその包装、容器若しくは送り状に、その指定加工品に係る当該指定加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

3 第十九条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九条の二から前条までの規定は、指定加工技術に準用する。

(日本工業規格の尊重)

第二十六條 国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二條各号に掲げる事項に關し一定の基準を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

鉱工業における生産工程の分化及び専門化の進展に伴う加工業の重要性の増大にかんがみ、日本工業規格表示制度を加工技術に適用することとするとともに、同制度の円滑な運用を図るため、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ワットは、一ワットの工率に相当する電力をいう。

二十三 電気量の計量単位は、クーロンとする。

クーロンは、一アンペアの不变の電流によつて一秒間に運ばれる電気量をいう。

二十四 電圧の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一アンペアの不变の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるときに、その二点間の電圧をいう。

ボルトは、交流の電圧においては、前項のボルトで表わしたその電圧の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のボルトに等しい電圧をいう。

二十五 起電力の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一ボルトの電圧に相当する起電力をいう。

二十六 電界の強さの計量単位は、ボルト毎メートルとする。

ボルト毎メートルは、一クーロンの電気量を有する無限に小さい帯電体に働く力の大きさが一ニュートンである真空中における電界の強さをいう。

二十七 電気抵抗の計量単位は、オームとする。

オームは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気抵抗をいう。

オームは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

二十八 静電容量の計量単位は、ファラドとする。

ファラドは、一クーロンの電気量を充電したときに一ボルトの電圧を生ずる二導体間の静電容量をいう。

二十九 インダクタンスの計量単位は、ヘンリーとする。

ヘンリーは、一秒間に一アンペアの割合で

一樣に変化する電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンスをいう。

三十 磁束の計量単位は、ウェーバとする。

ウェーバは、一回巻きの閉回路と鎖交する磁束が一樣に減少して一秒後に消滅するとき、その閉回路に一ボルトの起電力を生じさせる磁束をいう。

三十一 磁束密度の計量単位は、テスラ又はウェーバ毎平方メートルとする。

テスラ又はウェーバ毎平方メートルは、磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度をいう。

三十二 起磁力の計量単位は、アンペア又はアンペア回数とする。

アンペア又はアンペア回数は、一回巻きの閉回路に一アンペアの不变の電流が流れるときに生ずる起磁力をいう。

三十三 磁界の強さの計量単位は、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルとする。

アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルは、一樣磁界において磁界の方向に沿つて一メートル離れた二点間の起磁力が一アンペアである磁界の強さをいう。

三十四 無効電力の計量単位は、バールとする。

バールは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときにその正弦波交流電圧と位相が九〇度異なる一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の無効電力をいう。

三十五 無効電力量の計量単位は、バール秒とする。

バール秒は、一バールの無効電力が一秒間継続するときの無効電力量をいう。

三十六 皮相電力の計量単位は、ボルトアンペアとする。

ボルトアンペアは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときに一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の皮相電力をいう。

三十七 皮相電力量の計量単位は、ボルトアンペア秒とする。

ボルトアンペア秒は、一ボルトアンペアの皮相電力が一秒間継続するときの皮相電力量をいう。

第五号中第十五号を削り、第十四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、同条第十二号の二中「ストークス」を「平方メートル毎秒」に、「一、〇〇〇キログラム毎立方メートル」を「キログラム毎立方メートル」に、「ボアズ」を「ニュートン毎平方メートル」に改め、同条同条第十七号とし、同条第十二号中「ボアズ」を「ニュートン」に改め、同条同条第十六号とし、同条の前の二号を加える。

十五 質量流量の計量単位は、キログラム毎秒とする。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの質量流量をいう。

第五号中第十一号中「及びキログラム毎秒」及び「キログラム毎秒」を削り、同条同条第十四号とし、同条の前の三号を加える。

十一 角速度の計量単位は、ラジアン毎秒とする。

ラジアン毎秒は、一秒につき一ラジアンの角速度をいう。

十二 角加速度の大きさの計量単位は、ラジアン毎秒毎秒とする。

ラジアン毎秒毎秒は、一秒につき一ラジアン毎秒の角加速度の大きさをいう。

十三 立体角の計量単位は、ステラジアンとする。

ステラジアンは、球の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角をいう。

第六号を次のように改める。

(補助計量単位)

第六条 第三条及び前条の計量単位の補助計量単位は、次のとおりとする。

一 第三条第一号のメートルの補助計量単位は、ミクロンとする。

ミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二 第三条第二号のキログラムの補助計量単位は、グラム及びトンとする。

グラムは、キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

トンは一、〇〇〇キログラムをいう。

第三条第三号の秒の補助計量単位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

時は、三、六〇〇秒をいう。

第三条第五号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

五 前条第一号の平方メートルの補助計量単位は、アールとする。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

六 前条第二号の立方メートルの補助計量単位は、リットルとする。

リットルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

七 前条第三号のメートル毎秒の補助計量単位は、メートル毎時とする。

メートル毎時は、一時間につき一メートルの速さをいう。

八 前条第四号のメートル毎秒毎秒の補助計量単位は、ガルとする。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇分の一をいう。

九 前条第五号のニュートンの補助計量単位は、ダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分

の一をいう。

十 前条第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム及び重量トンとする。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは、一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一 前条第六号のニュートン毎平方メートルの補助計量単位は、バールとする。

バールは、一〇〇、〇〇〇ニュートン毎平方メートルをいう。

十二 前条第六号の重量キログラム毎平方メートルの補助計量単位は、重量グラム毎平方メートルとする。

重量グラム毎平方メートルは、重量キログラム毎平方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三 前条第七号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十四 前条第七号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十五 前条第九号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十六 前条第九号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十七 前条第十号の補助計量単位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

分は、度の六〇分の一をいう。

十八 前条第十四号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、リットル毎秒、リットル毎分、リットル毎時、立方メートル毎分及び立方

メートル毎時とする。

リットル毎時は、一秒につき一リットルの流量をいう。

リットル毎分は、一分につき一リットルの流量をいう。

リットル毎時は、一時間につき一リットルの流量をいう。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

立方メートル毎時は、一時間につき一立方メートルの流量をいう。

十九 前条第十五号のキログラム毎秒の補助計量単位は、グラム毎秒、キログラム毎時、トン毎秒、トン毎分及びトン毎時とする。

グラム毎秒は、一秒につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎分は、一分につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎時は、一時間につき一グラムの質量流量をいう。

キログラム毎分は、一分につき一キログラムの質量流量をいう。

キログラム毎時は、一時間につき一キログラムの質量流量をいう。

ラムの質量流量をいう。

トン毎秒は、一秒につき一トンの質量流量をいう。

トン毎分は、一分につき一トンの質量流量をいう。

トン毎時は、一時間につき一トンの質量流量をいう。

二十 前条第十六号のニュートン秒毎平方メートルの補助計量単位は、ポアズとする。

ポアズは、ニュートン秒毎平方メートルの一〇分の一をいう。

二十一 前条第十七号の平方メートル毎秒の補助計量単位は、ストークスとする。

ストークスは、平方メートル毎秒の一〇、

〇〇〇分の一をいう。

二十二 前条第十八号のキログラム毎立方メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、一リットルにつき一グラムの密度をいう。

グラム毎立方メートルは、一立方メートルにつき一グラムの密度をいう。

二十三 前条第二十号のサイクル毎秒、サイクル又はヘルツの補助計量単位は、回毎分及び回毎時とする。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

返される周波数をいう。

二十四 前条第二十一号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

二十五 前条第三十号のウェーバの補助計量単位は、マクスウェルとする。

マクスウェルは、ウェーバの一〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二十六 前条第三十一号のテスラ又はウェーバ毎平方メートルの補助計量単位は、ガウス及びガウスとする。

ガウスは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガウスは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十七 前条第三十三号のアンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルの補助計量単位は、エルステッドとする。

エルステッドは、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルを円周率の四倍で除したものの一、〇〇〇倍をいう。

二十八 前条第三十五号のバール秒の補助計量単位は、バール時とする。

バール時は、三、六〇〇バール秒をいう。

二十九 前条第三十七号のボルトアンペア秒の補助計量単位は、ボルトアンペア時とする。

ボルトアンペア時は、三、六〇〇ボルトアンペア秒をいう。

三十 前条第四十一号の壊変毎秒の補助計量単位は、壊変毎分及びキュリーとする。

壊変毎分は、放射性核種の壊変数が一分につき一であるときの放射能をいう。

キュリーは、三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇壊変毎秒をいう。

三十一 前条第四十二号の中性子毎秒の補助計量単位は、中性子毎分とする。

中性子毎分は、中性子が一分につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

前項に規定するもののほか、第三条及び前条の計量単位並びに同項の補助計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表わす補助計量単位は、政令で定める。

第七条中「外」を「ほか」に改め、「液体又は粒状物の体積の計量を削り、「速さ」の下に、「圧力」を加え、「流量」を削る。

第九条中「照射線量を力率」に、「生体実効線量を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質衰変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第十二条中「左」を「次に」に、「第三条第五号及び第五号第十九号」を「第三条第六号並びに第五号第二十七号及び第四十一号から第四十四号までに改め、各号を次のように改める。

一 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺及び回転尺（政令で定めるものを除く。）

二 質量計（政令で定めるものを除く。）

三 温度計（政令で定めるものを除く。）

四 皮革面積計

五 ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク(政令で定めるものを除く。)

六 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計(政令で定めるものを除く。)

七 アネロイド型圧力計(政令で定めるものを除く。)

八 ボンベ型熱量計及び流水型熱量計(政令で定めるものを除く。)

九 浮ひよう型密度計

十 浮ひよう型濃度計

十一 電力量計

十二 最大需要電力計

十三 無効電力量計

十四 照度計(政令で定めるものを除く。)

十五 照射線量計(政令で定めるものを除く。)

十六 騒音計(政令で定めるものを除く。)

十七 織度計(政令で定めるものを除く。)

十八 浮ひよう型比重計

第二章 第一節及び第二節を次のように改める。

第一節 製造

(製造の事業の登録)

第十三条 計量器の製造(通商産業省令で定める範囲内の改造以外の改造を含む。以下同じ。)

の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の製造の事業を行なうとする場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第十四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、第十二条第十一号から第十三号までに掲げる計量器(以下「電気計器」という。)に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業省令で定めるところにより都道府県知事を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

二 都道府県知事は、前項の申請書を受けしときは、遅滞なく、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項について調査しなければならない。

(登録の欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第十三条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十七条、第三十五条又は第五十一条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち、前に二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第十六条 通商産業大臣は、第十三条の申請があつた場合において、その申請に係る第十四条第一項第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

(登録簿)

第十七条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第二十七条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

(登録証の交付)

第十八条 通商産業大臣は、第十三条の登録をし

たときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業の区分

(登録の有効期間)

第十九条 第十三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して二〇年とする。ただし、再登録を妨げない。

(検査規程)

第二十条 第十三条の登録を受けた者(以下「製造事業者」という。)は、当該計量器の検査に關し、通商産業省令で定める事項を記載した検査規程を作成し、その事業を開始した後、遅滞なく、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、当該計量器について適正な品質を確保するため必要があると認めるときは、製造事業者に対し、前項の規定により届け出た検査規程を變更すべきことを命ずることができる。

(附帯事業)

第二十一条 製造事業者は、第三十一条の規定にかかわらず、当該計量器の修理(第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を含む。通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第六十九条第二項を除き、以下同じ。)の事業を行ない、又は第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が製造若しくは修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

(承継)

第二十二条 製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第十五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(變更の届出等)

第二十三条 製造事業者は、第十四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた製造事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第二十四条 製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第二十五条 製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第二十六条 製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失ふ。

(登録の取消し等)

第二十七条 通商産業大臣は、製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反したとき。

二 第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により第十三条の登録を受けたとき。

四 第十四条第一項第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五 第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

(登録の消除)

第二十八条 通商産業大臣は、製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第二十九条 製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、登録の手續、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第二節 修理

(修理の事業の登録)

第三十一条 計量器の修理の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその事業を行なうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の修理の事業を行なうとする場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその修理の事業を行なうとする場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該計量器の修理をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地その他その事業を行なうとする場所

四 当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数(登録の基準)

第三十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十一条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る前条第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

(附帯事業等)

第三十四条 第三十一条の登録を受けた者(以下「修理事業者」という。)は、第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

2 修理事業者(電気計器について第三十一条の登録を受けた者を除く)であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において工場又は事業場を設けないで当該計量器の修理の事業を行なうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、同条の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

(登録の取消し等)

第三十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、修理事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により第三十一条の登録を受け

たとき。

四 第三十二条第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五 次条において準用する第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

(準用規定)

第三十六条 第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十条までの規定は、第三十一条の登録及び修理事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八條第一項、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八條及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三十七条から第四十六条まで 削除

第四十七条 第一項中「計量器の販売又は販売の仲立(以下「販売等」という。))」を「政令で定める計量器の販売又は販売の仲立(輸出のための販売又は販売の仲立を除く。以下「販売等」という。))」に、「行おう」を「行なう」に、「区分」を「事業の区分」に、「店舗ごと」に、その所在地を管轄する「事業を行なうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその」に、「但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可」を「ただし、計量器の製造、修理」に、「許可又は登録」を「登録」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「販売等の事業を行なう」を「同項の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう」に、「販売等の方法及び期間を定めて、その店舗(店舗のない者にあつては、住所)の所在地」を「その旨をその事業を行なうとする場所」に改め、後段を削る。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「販売等の事業」を「前条第一項」に、「左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地」を「次の事項を記載し

た申請書とその事業を行なうとする場所」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を、「その代表者の氏名」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第四十八条とする。

二 事業の区分

三 店舗の所在地その他その事業を行なうとする場所

第五十一条 第一項中「販売等の事業の登録の申請が左の」を「第四十七条第一項の登録の申請が次の」に改め、同項第一号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行おう」を「行なう」に改め、同項第二号中「通商産業省令で定める計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、」を削り、「検定証印」の下に、「型式承認番号」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(附帯事業等)

第五十条 第四十七条第一項の登録を受けた者(以下「販売事業者」という。))であつて、通商産業省令で定める検査のための設備を有するものは、第三十一条の規定にかかわらず、当該登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理の事業を行なうことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行なうとする者は、その旨を当該登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

3 販売事業者であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において店舗を設けないで当該計量器の販売等の事業を行なうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

第五十二条から第五十八条まで及び第六十条から第六十二条までを削り、第五十九条の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「左の」を「次

の「に、」を「定めて、」に改め、同条第一号中「基づく」を「基づく」に改め、同条第二号中「第四十九号各号の一」を「次条において準用する第五十五号第一号又は第三号」に改め、同条第三号中「販売等の事業を」を「第四十七号第一項」に改め、同条第四号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行」を「行なう」に改め、同条を第五十一條とし、同条の次に次の十一條を加える。

(準用規定)

第五十二條 第十五條、第十七條から第十九條まで、第二十二條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十條までの規定は、第四十七條第一項の登録及び販売事業者に準用する。この場合において、第十七條、第十八條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第二十九條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第五十三條から第六十二條まで 削除

第六十三條の前の見出しを「(譲渡等の制限)」に改め、同条中「計量器の」を「体温計その他の政令で定める計量器の」に、「第九十二條」を「第九十條」に改める。

第六十四條第一項中「左に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「又は販売事業者」を「及び前条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「比較検査成績書とともに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第七号及び第八号並びに同条第二項から第六項までを削る。

第六十五條を削り、第六十六條の前の見出しを削り、同条第一項中「販売事業者」を「第六十三條に規定する者を除く」は、左の各号の一に該当する計量器を、第六十三條の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者(同条に規定する者を除く)は、当該計量器であつて次の各号の一に該当するものに、「貸渡」を「貸渡し」に改め、同項第二号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十五條とする。

第六十七條中「左に掲げる」を「輸出する」に改め、各号を削り、同条を第六十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(使用の制限)

第六十七條 計量をするための器具、機械又は装置でないもの及び次の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量(繰度及び比重の計量単位及び補助計量単位であつて第九條の通商産業省令で定めるものによる計量を含む。第百三十九條第一項及び第百五十六條第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 検定証印又は比較検査証印が附されていない計量器

二 第九十條に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

三 比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの

2 電気計器であつて変成器とともに使用されるもの(以下「変成器付電気計器」という。)は、第九十一條第四項の合番号が附されている変成器とともにするのでなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

第六十八條の前の見出しを削り、同条から第七十一條までを次のように改める。

第六十八條 次に掲げるものについては、前条の規定は、適用しない。

一 きつ水によりこれに積載した貨物の質量を計る場合におけるその船舶

二 政令で定める計量器

(検定証印等のまつ消)

第六十九條 検定証印又は比較検査証印が附されている計量器の改造(第十三條の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く)又は修理をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その検定証印若しくは比較検査証印又はその計量器

に附されている第九十一條第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならぬ。

2 第九十一條第四項の合番号が附されている変成器の改造又は修理(通商産業省令で定める軽微な修理を除く)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならぬ。

第七十條 次に掲げる場合は、前条第一項の規定は、適用しない。

一 製造事業者、修理事業者又は第五十條第一項に規定する販売事業者が当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するとき。

二 第百七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するとき。

2 前項第一号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3 第一項第二号に規定する者は、同号に規定する修理をしたときは、第百七十七條第一号に規定する計量士に、同条第二号の通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査させなければならない。

(商品の長さ等の明示)

第七十一條 法定計量単位により商品の長さ、質量又は体積を計つて、当該法定計量単位によりその商品を販売する者は、その商品を購入する者に、当該法定計量単位によるその商品の長さ、質量又は体積を明示するよう努めなければならない。

第七十三條中「販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない」を「販売する者については、第六十七條第一項の規定は、適用しない」に改める。

第七十五條の見出し中「正味量」を「正味量等」に改め、同条第一項中「包装」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「第六十八條」を「第七十二條」に、「計量器を使用し」を「計量する」を「その正味量を計る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第七十五條の二 法定計量単位による質量又は体積により計量することが計量の適正な実施を確保するため特に必要であると認められる商品であつて政令で定めるものを容器に入れ、その容器とともに販売する者は、その容器に、政令で定めるところにより、法定計量単位によるその商品の質量又は体積を表記しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

3 前条第一項に規定する者が同項の規定による正味量の表記をする場合は、前二項の規定は、適用しない。

第七十六條第三項中「第六十八條」を「第七十二條」に、「計量器を使用し」を「計量する」を「その品質を計る」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十七條第一項中「第七十五條第一項」の下に「第七十五條の二第一項」を、「正味量」の下に「商品の質量若しくは体積」を、「名称」の下に「及びその表記をした場所」を加え、同条第二項中「正味量」の下に「商品の質量若しくは体積」を加える。

第八十三條及び第八十四條を削り、第八十五條を第八十三條とし、同条の次に次の二條を加える。

第八十四條及び第八十五條 削除

「第四章 検定、比較検査及び基準器検査」を「第四章 検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査」に改める。

第八十六条中「計量器の」を削り、「又は都道府県知事が行う」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う」に改める。

第八十七条を削り、第八十八条中「又は都道府県」を、「都道府県又は日本電気計器検定所」に改め、左の「を」を「に」に改め、同条第一号中「災害」の下に「その他やむを得ない事由」を加え、同条第二号中「前条第一項但書第一号の」を削り、同条第三号中「第八十六条」を「前条」に、

「計量器の区分に従い」を「区分に従い当該計量器の検定を行なう」に、「又は都道府県知事の許可」を「都道府県知事又は日本電気計器検定所の承認」に改め、同条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検定の合格条件等)

第八十八条 検定を行なつた計量器が第一号から第三号まで(変成器付電気計器にあつては、次の各号)に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。
二 通商産業省令で定める構造(性能及び材料の性質を含む。以下同じ。)を有すること。
三 その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

四 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2 政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の第三項の承認を受けた型式に属するものは、その検定に際しては、前項第一号及び第二号の規定に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうか(前項に規定する場合にあつては、第九十五条又は第九十六条の第三項の承認を受けた型式に属するかどうか)は、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

4 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

5 第一項第四号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器であつて第八項の検査に合格したものの誤差に基づき、通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

6 第二項の政令で定める計量器について検定を受ける場合には、当該計量器に、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならぬ。ただし、当該計量器が第九十五条又は第九十六条の第三項の承認を受けた型式に属するものであるときは、この限りでない。

7 変成器付電気計器について検定を受ける場合には、当該電気計器に、これとともに使用しようとする変成器を添えなければならない。ただし、当該変成器に附されている第九十一条第四項の合番号が表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過する日までに、当該変成器付電気計器について検定を受ける場合は、この限りでない。

8 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前項の変成器について検査を行ない、その構造及び誤差が通商産業省令で定める基準に適合するときは、合格とする。

9 前項に定めるもののほか、同項の検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

第八十九条から第九十条までを削り、第九十一条第一項中「計量器の区分」を「区分」に、「行」を「行なう」に、「第八十九条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「原型が第八十九条第一項第三号の規定に適合する」を「原型の器差が政令で定める原型公差をこえない」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十二条中「ガソリン」の下に「電気計器」を加え、「その他の」を「その他」に改め、同条を第九十条とする。

第九十三条第一項ただし書を削り、同条に次の

一項を加え、同条を第九十一条とする。

4 変成器付電気計器が検定に合格したときは、当該電気計器及びこれとともに使用される変成器であつて第八十八条第七項の規定により当該電気計器に添えられたものには、合番号を附する。この場合において、当該変成器に附すべき合番号は、その検定を行なつた日を表示しなければならない。

第九十四条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十五条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十六条第一項を次のように改め、同条を第九十四条とする。

検定に合格しなかつた計量器(変成器付電気計器が検定に合格しなかつた場合における第九十一条第四項に規定する変成器を含む)に検定証印若しくは比較検査証印又は同項の合番号が附されているときは、その検定証印、比較検査証印又は合番号を除去し、又はこれに消印を附する。

第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 型式の承認

(製造事業者に係る計量器の型式の承認)
第九十五条 製造事業者は、当該登録に係る事業の区分に属する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

(承認の申請)
第九十六条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては

通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分
三 当該計量器の製造をする工場又は事業場の名称及び所在地
四 登録の年月日及び登録番号

2 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。

(承認の基準)
第九十六条の二 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計量器が第八十八条第一項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で定める構造を有すると認めるときは、承認をしなければならない。

(輸入事業者に係る計量器の型式の承認等)
第九十六条の三 計量器の輸入の事業を行なう者(以下「輸入事業者」という。)は、輸入する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第九十六条(同条第一項第二号及び第四号を除く。)及び前条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第九十六条第一項第三号中「製造をする工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造をする者の氏名又は名称及び住所」と読み替へるものとする。

(承認又は不承認の処分をすべき期限)
第九十六条の四 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は前条第一項の承認の申請があつたときは、申請の受理の日から三月(政令で定める場合は、政令で定める期間)以内

に、その申請に係る型式について、承認又は不承認の処分をすべき期限)

承認の処分をしなければならない。
(不承認の理由の通知)

第九十六條の五 通商産業大臣又は日本電気計器
検定所は、第九十五條又は第九十六條の第三
項の承認の申請があつた場合において、その申
請に係る型式について不承認の処分をしたとき
は、その申請をした者に対し、不承認の理由を
通知しなければならない。

(型式承認番号の表示)

第九十六條の六 第九十五條の承認を受けた製造
事業者又は第九十六條の第三項の承認を受け
た輸入事業者は、当該承認に係る型式に属する
計量器に、通商産業省令で定める方式による型
式承認番号を附することが出来る。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計
量器に同項の型式承認番号又はこれとまじらわ
しい表示を附してはならない。

(型式承認番号のまつ消)

第九十六條の七 型式承認番号が附されている計
量器について、改造(第十三條の通商産業省令
で定める範囲内の改造を除く)若しくは修理を
した製造事業者、修理をした修理事業者、第五
十條第一項若しくは第七十條第一項第一号に規
定する修理をした第五十條第一項第一号に規
定する事業者又は第七十條第一項第二号に規定する
修理をした第七十條第一項第二号に規定する
通商産業省令で定めるところにより、その型式
承認番号を除去し、又はこれに消印を附さなけ
ればならない。ただし、その修理をした計量器
がその修理前に属していた型式と同一の型式に
属するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第九十六條の八 第九十五條の承認を受けた製造
事業者又は第九十六條の第三項の承認を受け
た輸入事業者は、第九十六條第一項第一号、第
三十三號若しくは第九十六條の第三十三號
において準用する第九十六條第一項第一号若
しくは第三十三號に掲げる事項に変更があつたとき
は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本

電気計器検定所に届け出なければならない。
(公示)

第九十六條の九 通商産業大臣又は日本電気計器
検定所は、第九十五條又は第九十六條の第三
項の承認をしたときは、その旨を公示しなけれ
ばならない。

(準用規定)

第九十六條の十 第二十二條本文及び第二十三條
第二項の規定は、第九十六條の第三項の承認
を受けた輸入事業者に準用する。

第九十八條を削り、第九十七條の二中「政令で
定める計量器」を「電気計器以外の計量器であつて
政令で定めるもの」に改め、同条を第九十八條と
する。

第九十九條第一項第一号中「第八十九條第一項
第一号を」第八十八條第一項第一号に改める。
第一百零一條ただし書を削り、同条に次の一項を加
える。

2 比較検査証印には、前条の有効期間の満了の
日を表示しなければならない。

第二百二條第二項を消す。

第二百三條中「第八十九條第一項各号」を「第八
十八條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二百四條第一項中「但し」を「ただし」に、「第八
十九條第一項各号」を「第八十八條第一項第一号から
第三号まで」に改める。

第二百五條中「第九十四條及び第九十五條」を「第
八十七條、第九十二條及び第九十三條」に改める。

第二百六條を次のように改める。

(基準器検査の主体)

第二百六條 基準器検査は、政令で定める区分に従
い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気
計器検定所が行なう。

第二百六條の二を削る。

第二百七條第三項中「行なう」を「行なう」に改め、「都
道府県知事」の下に「又は日本電気計器検定所」を
加える。

第二百九條ただし書を削る。

第二百十四條中「第八十八條、第九十四條及び第

九十五條」を「第八十七條、第九十二條及び第九
十三條」に改める。

第二百二十三條の見出し中「設備」を削り、同条
中「積卸を」を「積卸し」に、「行なう」を「行なう」に、「以
下」を「船積貨物の積み込み又は陸揚げを行なうに際
してするその貨物の質量又は体積の証明を除く。
以下に、「行おう」を行なう」に、「計量証明に
使用する計量器につき、その事業所の」を「通商産
業省令で定める事業の区分に従い、その事業所
とに、その」に改める。

第二百二十四條の見出しを「登録の申請」に改
め、同条中「左の事項を記載した申請書に、法人
にあつては定款又は寄附行為を添附し、」を「次の
事項を記載した申請書を」に改め、同条第一号中
「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の
氏名」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」
に改め、同条第四号とし、同条第二号を同
条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加
える。

二 事業の区分

第二百二十五條を次のように改める。

(登録の欠格条項)

第二百二十五條 次の各号の一に該当する者は、第
百二十三條の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から一年を経過しない者

二 第二百三十條の規定により登録を取り消さ
れ、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員の一
ち前二號の一に該当する者があるもの

第二百二十八條を削り、第二百二十七條第一項中
「その」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に改
め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号
の次に次の一号を加え、同条を第二百二十八條とす
る。

三 事業の区分

第二百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

を削り、第二号及び第三号を次のように改め、同
条を第二百二十七條とする。

二 第二百二十四條第一号から第三号までに掲げ
る事項

三 第二百三十條の規定により事業の停止を命じ
たときは、その理由及び期間

第二百二十五條の次に次の一条を加える。

(登録の基準)

第二百二十六條 都道府県知事は、第二百二十三條の
登録の申請が次の各号に適合すると認めるとき
は、登録をしなければならない。

一 計量証明に使用する計量器が通商産業省令
で定める基準に適合するものであること。

二 計量証明の事業を行なうのに必要な事業所
を有すること。

三 計量士又は第一号の計量器の構造及び公差
について使用上必要な知識を有する者が置か
れていること。

第二百二十九條中「受けた者」の下に「以下「計量
証明事業者」という。」を加え、「その計量証明の」
を「当該登録に係る」に、「その登録」を「当該登録」
に、「登録は」を「当該登録は」に改める。

第二百三十條を次のように改める。

(登録の取消し等)

第二百三十條 都道府県知事は、計量証明事業者が
次の各号の一に該当するときは、その登録を取
り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事
業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反したとき。

二 第二百二十五條第一号又は第三号に該当する
に至つたとき。

三 不正な手段により第二百二十三條の登録を受
けたとき。

四 第二百二十六條第一号の計量器であつて同号
の通商産業省令で定める基準に適合するもの
又は同条第二号に規定する事業所を欠くに至
つたとき。

第二百三十一條を次のように改める。

(準用規定)

第三百三十一條 第十九條、第二十二條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定は、第二百二十三條の登録及び計量証明事業者に準用する。この場合において、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第二十九條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三百三十二條 第一項中「計量証明の事業を行う者」を「計量証明事業者」に、「受けたときは、一個月以内に、登録を受けた計量器」を「受けた日から一年ごとに、計量証明に使用する計量器（第六十八條第二号の政令で定めるものを除く。）」に改め、後段を削り、同条第二項中「第二百二十三條の登録を受けた者」を「計量証明事業者」に、「受けた者が」を「受けたものが」、「使用する計量器については、計量証明に使用する計量器について、毎年一回、第七十七條第一号に規定する計量士に、当該計量器が第七十五條第一項各号に適合するかどうかを検査させた場合には」に改め、同条第三項を削る。

第三百三十四條中「但し、計量証明の事業を行う者」を「ただし、計量証明事業者」に改める。

第三百三十五條 第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「その計量器が第九十三條第一項但書又は第九十一條但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。」を削り、同項第四号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に、「第四百四十五條第二項」を「第四百四十五條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に適合するかどうかは、第四百四十五條第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第四百三十六條中「同条」を「行つた」に、「行つた」を「行なつた」に改める。

第四百三十八條中「第九十五條」を「第九十三條」に改める。

改める。

第三百三十九條 第一項中「行なう」を「行なう」に、「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、第一号を削り、同項第二号中「第六十四條第一項第八号」を「第六十八條第三号」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第二百二十三條の登録を受けた」を「計量証明事業者が計量証明に使用する」に改め、同項を同項第三号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項但書第七号に規定する計量器」を「前項ただし書第五号に規定する計量器（第六十八條第二号の政令で定めるものを除く。）」に、「但し、第七十三條第三項の規定による検査をした」を「ただし、第七十三條第二項に規定する」に改める。

第四百四十二條中「都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所を計量器の所在の場所（都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定したときは、その指定した場所）」に、「但し、左の」を「ただし、都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定した場合において、次の」に改め、同条第一号中「第八十七條第一項但書第一号」を「第八十七條ただし書第二号」に改め、同条第二号中「許可」を「承認」に改める。

第四百四十三條 第二項を削る。

第四百四十四條中「行なう」を「行なう」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第四百四十五條 第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第四百四十八條中「第九十五條」を「第九十三條」に改め、同条に後段として次のように加える。

第五百五十一條 第二項中「第四百四十五條第二項の下に」又は「第三項を加え、方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて検査を行い」を「方法を」による検査を行ない、「もの」を「者」に、「但し」を「ただし」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二項中「添付して、第四百四十三條第一項の規定による公示のあつた日から二十日以内」を添えて、定期検査の実施の期日の一〇日前までに改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の検査を行なうとする計量士は、その検査に用いる基準器について、検査の場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長の登録を受けなければならない。

第五百五十一條 第二項を削り、同条第六項中「前二項に定めるものの外、第四項」を「前項に定めるもののほか、同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五百五十二條中「第九十五條」を「第九十三條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十三條中「通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替へるものとする。

第五百五十四條 第一項中「製造若しくは修理」を「検査」に改める。

第五百五十五條 第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を「国又は都道府県若しくは」に改める。

第五百五十六條 第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「第七十條各号に掲げる」を「第六十八條第二号の政令で定める」に、「左の各号の一」を「第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、第一号、第三号又は第四号）」に、「その計量器の」を「その計量器に附されている」に、「又は比較検査証印を」を「若しくは比較検査証印又は第九十一條第四項の合番号」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一項を加える。

改め、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一項を加える。

三 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める使用公差をこえること。

第五百五十六條 第三項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項第三号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器の誤差に基づき、第八十八條第五項の通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

第五百五十六條 第二項中「前項第一号又は第二号」を「第一項第二号」に、「第四百四十五條第二項」を「第四百四十五條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当するかどうかは、第四百四十五條第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第五百五十六條 第二項に規定する場合のほかに、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用されるガスメーター、水道メーター又は電気計器が同項第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器）にあつては、同項第一号、第三号又は第四号に該当するときは、その計量器に附されている検定証印若しくは比較検査証印又は第九十一條第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附することができ。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替へるものとする。

第五百五十七條の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第一項中「正味量表記商品」の下に「あつて第七十五條第二項の政令で定めるもの」を、

第百九十四条第三項中「行つた行政機關」を「行なつた行政機關等」に改める。

第百九十七条に次の一項を加える。

2 この法律の規定による日本電気計器検定所の

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 工業標準化法の一部を改正する法律案外一案

第四号の次に次の一号を加える。

五 第五百五十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二百三十七条及び第二百三十八条を削り、第二百三十九条を第二百三十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(過料)

第二百三十八条 第二十三条第一項(第三十六条、第五十二条又は第九十六条の八、第九十六条又は第九十七条)の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、

一 第二十四条(第三十六条、第五十二条又は第九十六条)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条(第三十六条、第五十二条又は第九十六条)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表

納付しなけれ ばならない者	金 額
一 製造の事業の登録を受けようとする者	一〇、〇〇〇円
二 製造の事業の再登録を受けようとする者	五、〇〇〇
三 修理の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
四 修理の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
五 販売等の事業の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
六 販売等の事業の再登録を受けようとする者	一、〇〇〇
七 計量証明の事業の登録を受けようとする者	五、〇〇〇
八 計量証明の事業の再登録を受けようとする者	二、五〇〇
九 計量士の登録を受けようとする者	二、〇〇〇
十 計量士の登録を受けようとする者	四〇〇
十一 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者	四〇〇
十二 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者	四〇〇
十三 計量士国家試験を受けようとする者	二、〇〇〇
十四 計量器使用事業場の指定を受けようとする者	一、〇〇〇
十五 第八十一条の二の指定を受けようとする者	四〇、〇〇〇
十六 第八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者	二〇、〇〇〇
十七 第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けようとする者	
(1) 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺又は回転尺	一五、〇〇〇
イ 金属製の直尺、巻尺、量尺又ははさみ尺	二五、〇〇〇
ロ その他の直尺、巻尺、量尺又ははさみ尺	五〇、〇〇〇
ハ 回転尺	五〇、〇〇〇

(2) 質量計	八、〇〇〇
イ 手動はかり	八、〇〇〇
ロ 指示はかり	八、〇〇〇
ハ 自動はかり	一〇、〇〇〇
ニ 分銅又はおもり	三〇、〇〇〇
(3) 温度計	一五、〇〇〇
(4) 皮革面積計	五、〇〇〇
(5) ます、化学用体積計、積算体積計又は目盛付タンク	二五、〇〇〇
イ ます(ガソリン量器を除く。又は化学用体積計	一〇、〇〇〇
ロ ます(ガソリン量器に限る。)、積算体積計又は目盛付タンク	一〇、〇〇〇
(6) 機械式回転速度計又は電気式回転速度計	一〇、〇〇〇
(7) アネロイド型圧力計	五、〇〇〇
(8) ボンベ型熱量計又は流水型熱量計	二〇、〇〇〇
(9) 浮ひより型密度計	二〇、〇〇〇
(10) 浮ひより型濃度計	二〇、〇〇〇
(11) 電力計	二五、〇〇〇
イ 変成器とともに使用される電力計	二五、〇〇〇
ロ その他の電力計	二五、〇〇〇
(12) 最大需要電力計	二五、〇〇〇
(13) 無効電力計	二五、〇〇〇
(14) 照度計	二〇、〇〇〇
(15) 照射線量計	三〇、〇〇〇
(16) 騒音計	三〇、〇〇〇
(17) 織度計	五〇、〇〇〇
(18) 浮ひより型比重計	二〇、〇〇〇
十八 検定を受けようとする者(第八十八条第二項の政令で定める計量器にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものについて検定を受けようとする者に限る。)	一個につき 円
(1) 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺及び回転尺	一〇〇
イ 直尺、巻尺、量尺及びはさみ尺	五〇〇
ロ 回転尺	五〇〇
(2) 質量計	
イ 手動はかり	一、〇〇〇
(イ) 天びん	一〇〇
(ロ) 棒はかり	一〇〇
(ハ) その他の手動はかり	五、〇〇〇
ひより量が二トン未満のもの	三〇、〇〇〇
ひより量が二トン以上一〇トン未満のもの	三〇、〇〇〇

12	照射線量計	一五〇,〇〇〇
13	騒音計	四五,〇〇〇
14	織度計	五〇〇
15	浮ひよう型比重計	二,五〇〇
二十三	基準器検査を受けようとする者	
(1)	長さ基準器	一五,〇〇〇
(2)	質量基準器	三〇〇,〇〇〇
(3)	温度基準器	六,〇〇〇
(4)	面積基準器	三,〇〇〇
(5)	体積基準器	六〇,〇〇〇
(6)	逆さ基準器	三〇,〇〇〇
(7)	圧力基準器	一〇,〇〇〇
(8)	熱量基準器	一五,〇〇〇
(9)	密度基準器	二,五〇〇
(10)	濃度基準器	二,五〇〇
(11)	電力基準器	三五〇,〇〇〇
(12)	電力基準器	三五〇,〇〇〇
(13)	無効電力基準器	三五〇,〇〇〇
(14)	照度基準器	一〇,〇〇〇
(15)	照射線量基準器	一五〇,〇〇〇
(16)	騒音基準器	五〇,〇〇〇
(17)	織度基準器	一,〇〇〇
(18)	比重基準器	二,五〇〇
二十四	第百三十二条第一項の検査、定期検査又は第百五十条第一項の検査を受けようとする者	
	第十八号の上欄に掲げる計量器	一個につき同号の下欄に掲げる金額の半額

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(電気測定法の廃止)
第二条 電気測定法(明治四十三年法律第二十六号、以下「旧測定法」という。)は、廃止する。
第三条 この法律の施行の際現に改正前の第十三

条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の同条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。
2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第十三条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。
3 第一項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧製造事業者」という。)は、この法律の施行の日から六月

以内に、通商産業大臣に登録証の交付の申請をしなければならない。
4 通商産業大臣は、前項の申請があつたときは、改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第十三条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。
5 この法律の施行前に改正前の第二十七条の規定により改正前の第二十二條第一項に規定する製造事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第二十八條第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧製造事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。
第四条 この法律の施行の際現に改正前の第十三条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分のあるまでの間も、同様とする。
第五条 この法律の施行の際現に電気計器の製造の事業を行なっている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。
2 前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に製造の事業を行なっている電気計器の種類並びに改正後の第十四條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日、その届け出た電気計器が属する改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。
3 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第

十八條第一項の登録証を交付する。
4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。
第六条 附則第三条第二項又は前条第二項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後(同法附則第五条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後)」とする。
(修理の事業)
第七条 この法律の施行の際現に改正前の第三十五條第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、その許可に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事がする同条の登録を受けたものとみなす。
2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第三十一条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。
3 第一項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧修理事業者」という。)は、この法律の施行の日から六月以内に、同項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。
4 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第三十六條において準用する改正後の第十八條第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第三十一条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。
5 この法律の施行前に改正前の第四十六條において準用する改正前の第二十七条の規定により改正前の第三十九條に規定する修理事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前

の第四十六条において準用する改正前の第二十八条第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧修理事業者が第三項の申請をする場合は、その承諾の事実を証する書面を提出しななければならない。

第八条 この法律の施行の際現に改正前の第三十五条第二項の規定による届出をしていない者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けず、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第九条 この法律の施行の際現に電気計器の修理の事業を行なっている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第三十一条の登録を受けず、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2 前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に修理の事業を行なっている電気計器の種類並びに改正後の第三十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日、その届け出た電気計器が属する改正後の第三十一条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受け、その届出をした者に改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八条第一項の登録証を交付する。

4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

第十条 附則第七條第一項又は前条第二項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第三十六条において準用する改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始

した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後(同法附則第九條第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後)」とする。(販売等の事業)

第十一条 この法律の施行の際現に改正前の第四十七條第一項の登録を受けている者(その登録に係る事業が輸出のための計量器の販売又は販売の仲立ちのみである者を除く)は、その登録の区分に属する計量器が属する改正後の同項の通商産業省令で定める事業の区分について、その登録に係る店舗の所在地を管轄する都道府県知事がする同項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第四十七條第一項の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第四十七條第一項の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧販売事業者」といふ)は、この法律の施行の日から六月以内に、第一項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第五十二条において準用する改正後の第十八條第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第四十七條第一項の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第六十二条において準用する改正前の第二十七條の規定により改正前の第五十五條第一項に規定する販売事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第五十七條第一項の規定による登録証の訂正を受けなかつた旧販売事業者が第三項の申請をする場合は、その承諾の事実を証する書面を提出しなければならない。

(水道メーター等の修理)
第十二条 この法律の施行の際現に改正前の第六十四條第一項第五号の許可を受けている水道事業者又はガス事業者であつて、改正前の第三十

五条第二項の規定による届出をしているものが、附則第八條の規定によりその事業を継続することができず期間内に、水道メーター又はガスメーターについて、同号の通商産業省令で定める範囲内の修理をし、改正前の第六十四條第四項の規定による検査をした場合には、改正後の第六十九條第一項の規定は、適用しない。(構造、型式等)

第十三条 この法律の施行前に改正前の第八十九條の二第一項の政令で定める計量器について同項の構造検査に合格した構造は、この法律の施行の日、当該計量器について改正後の第九十五條又は第九十六條の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十四条 この法律の施行前に電気計器について旧電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件(明治四十四年勅令第二百九十六号)第二条第一項第二号の規定による承認を受けた型式は、この法律の施行の日、当該電気計器について改正後の第九十五條又は第九十六條の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前に、改正前の第八十九條の三の規定により構造検査に合格した計量器に表記された同条の通商産業省令で定める記号及び構造検査番号又は旧電気計器検定規則(昭和十二年通信省令第八十七号)第七條の規定により電気計器に表示された型式番号は、改正後の第九十六條の七の適用については、型式承認番号とみなす。

(現に使用している基準器)
第十六条 第七條第一項第一号の政令で定める種類に属する基準器であつて、この法律の施行の際現に日本電気計器検定所が旧測定法第七條第一項の検定又は日本電気計器検定所法(昭和三十一年法律第五十号)第二十三條第一項第三号の試験に使用しているものは、この法律の施行の日から六月間は、基準器検査に合格した

基準器とみなす。
(計量証明の事業)
第十七条 この法律の施行の際現に改正前の第二百三十三條の規定により計量証明に使用する計量器について同条の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第二百三十三條の登録を受けず、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(処分等の効力)
第十八条 附則第三條、附則第七條、附則第十一條、附則第十三條及び附則第十五條に規定する場合のほか、改正前の計量法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

第十九条 附則第十四條及び附則第十五條に規定する場合のほか、旧測定法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

(使用の制限等)
第二十条 通商産業省令で定める用途に供される電力量計については、この法律の施行の日から二年間は、改正後の第六十七條第一項及び第二百三十四條から第二百三十六条の二までの規定は、適用しない。

(罰則の適用)
第二十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條、附則第八條又は附則第十七條の規定により従前の例によることとされる事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(工業技術院設置法の一部改正)
第二十二条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 工業標準化法の一部を改正する法律案外一案

一四八二

第三条第三号中「カンデラの標準器、」の下に「オームの標準器、壊変毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、レントゲンの標準器及び」を加え、「照射線量の計量単位、標準器、粒子束の計量単位、標準器、放射性物質質量の計量単位、標準器及び電気の標準器」を削り、「行ふ」を「行なふ」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号中「電気測定法明治四十三年法律第二十六号」第七條第一項に規定する検定を「日本電気計器検定所法(昭和三十一年法律第五十号)第二十三條第一項第一号に規定する検定等」に改める。

第三百四十八條第二項第二十三号中「電気測定法第七條第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法第二十三條第一項第一号に規定する検定等」に改める。

(計量法施行法の一部改正)

第二十四条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第七條第九号中「〇・七〇三〇七重量キログラム毎平方センチメートル」を「七〇三・〇七重量キログラム毎平方メートル」に改め、同條第十号中「〇・一三八二五重量キログラムメートル」を「〇・一三八二五重量キログラムメートル」に改め、同條第十一号中「〇・二五二キロカロリ」を「二五二カロリ」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第二十五条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「第四章第二節」を「第四章第三節」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十三号中「製造の事業を許可」を「製造事業者等を登録」に改める。
(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二十七条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「粒子束密度の時間積分量」を「粒子フルエンス」に改める。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第二十八条 日本電気計器検定所法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一 電気計器(これとともに使用される変成器を含む。)について、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第八十六條の検定、同法第八十八條第八項の検査、同法第九十五条又は第九十六條の第三項の承認及び同法第九十六條の基準器検査(以下「検定等」という。)を行なうこと。

第二十四条第三項中「検定」を「検定等」に改める。

第二十五条の見出し中「検定」を「検定等」に改め、同條第一項及び第二項中「検定」を「検定等」に改め、同條第三項中「検定」を「検定等」に改め、「電気測定法」を「計量法」に改める。

〇議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

〇天野公義君 ただいま議題となりました工業標準化法の一部を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、工業標準化法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、最近における工業技術の進歩と経済情勢の変化に対応して、JISマーク表示制度の拡充等、所要の整備を行なう趣旨で提案されたものであります。その内容は、

第一に、従来の工業製品に付するJISマークのほか、加工技術についても主務大臣の許可を受けてJISマークを付することができるとすること。

第二に、国及び地方公共団体は、事務処理にあつて一定の基準を定めるときはJISを尊重しなければならない旨の規定を設けること。

第三に、手続的な諸規定を整備すること等であります。

本案は、三月三十日参議院より送付され、同日当委員会に付託となり、翌三十一日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、六月二十二日より質疑に入り、翌二十三日に質疑を終了して、引き続き採決を行ないましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、工業標準化制度の根本的検討、一般消費者に対する工業標準化制度の普及徹底、JISマーク表示の許可水準に達していない中小企業に対する指導援助及び団体規格の運用に対する指導に関し、附帯決議を付しました。

次に、計量法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行計量法は、昭和二十六年に制定されて以来、数次の小改正を経て今日に至っておりますが、その間、計量法制の一元化、計量器産業の進展等に伴う法体系の整備及び消費者保護のための商品量目規制の強化等の問題が生じてまいりましたので、政府は、昭和三十八年に計量行政審議会に諮問を行ない、昨四十年に答申を得たのであります。

この答申に基づいて提案されたのが本改正案であります。その内容は、

第一に、計量法制の一元化のため電気測定法を統合すること。

第二に、国際機関の決定に対応して計量単位に関する規定を整備すること。

第三に、法の規制対象となる計量器を必要最小限にとどめるよう計量器の定義を整理すること。

第四に、計量器の製造及び修理の事業については許可制から登録制に改め、販売事業は特定の機種についてのみ登録制をとること。

第五に、計量器の検定合格前の譲渡を禁止する現行規定を一般的に廃止すること。

第六に、特定の計量器について型式承認制を採用して検定事務の合理化をはかること。

第七に、商品量目の正確な計量とその表示等について義務規定を整備し、一般消費者の利益保護を強化すること。

第八に、計量証明事業について登録制をとること等であります。

本案は、四月二十八日参議院より送付され、同日当委員会に付託となり、五月十日通商産業大臣

より提案理由の説明を聴取し、六月二十二日より質疑に入り、翌二十三日、質疑を終了して、引き続き採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、計量行政の拡充強化のための措置、一般消費者に対する計量思想の普及徹底、物品の計量方法等に対する指導及び計量器販売事業の規制に関し、附帯決議を付しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

たします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 山口喜久一郎殿

(小字及び一は修正)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第九十八条―第二百二条)を(第九十八条―第二百二条の二)に改める。

第九條第四項を次のように改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

4 都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長(二以上の市の職員をもつて組織する

る都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長」と読み替へるものとす。

第十三條第六項第三号中「又は市長が選挙した組合会の議員」を削る。

第三十條第二項中「市長」を「都市職員共済組合にあつては、市長に改め、」を含むを削る。

第三十八條第一項中「第九條第九項から第十一項まで」を「第九條第八項から第十項まで」に改める。

第九條第十項を「第九條第九項」に改める。

第七十四條の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第七十四條の二 この法律による年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第十五條の見出し中「控除」を「控除等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができ、この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第四十條第一項中「以下「復歸したとき」を「以下この条において「復歸したとき」に、「以下「転出」を「以下この条において「転出」に、「以下「復歸希望職員」を「以下この条において「復歸希望職員」に改める。

第四十一條第一項中「第百十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。の負担金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」を「第百十三條第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、同項第一号、第三号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」に改め、同条に次の二項を加える。

4 地方職員共済組合及び警察共済組合にあつては、第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三條第二項第二号に掲げる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、国の負担金をもつて充てる。

この場合における第百十六條第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

5 第一項、第二項及び前項の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととなる第百十三條第二項第二号に掲げる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。

第百四十二條第一項中「(以下「国の職員」という。以下「復歸希望職員」という。に改める。第百四十四條の次に次の一条を加える。

(団体職員となつた復歸希望職員についての特例)

第百四十四條の二 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員(第百九十五條第一項に規定する団体職員をいう。以下この条において同じ。)となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団体

体共済組合員期間(第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条において同じ)を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復帰したときに引き続き団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第百七十四条第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第百九十二条の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しななければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復帰したとき以後においては、第百七十九条第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、復帰希望職員が引き続き復帰した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情

に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第百五十九条の二に次の一項を加える。

2 地方議会議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

第百七十条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の報告等)

第百七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第十二章第三節中第二百二条の次に次の二条を加える。

(退職年金及び遺族年金の特例)

第二百二条の二 団体共済組合員期間が十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病により死亡した場合、前条において適用する第七十四条に規定する遺族年金を受けることとなり、又は受けていない場合を除く。において、その者の団体共済組合員期間にその退職前の職員(第二十一条第一項に規定する職員をいう。)であつた期間又は国の職員(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する職員をいう。)であつた期間を加えたとすればその期間が二十年以上となる場合は、前条において適用する第七十八条第一項又は第九十三条第一項第二号の規定の適用については、その者は団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

2 前条において準用する第八十一条から第八十三条までの規定は、前項の者には適用しないものとする。

3 前二項の規定は、退職した時において第七十四条に規定する退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者は、適用しないものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、前条において準用する第七十八条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは「団体共済組合員期間の年数(二年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき給料年額の百分の二をこえない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」と読み替へるものとする。

5 第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもって終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

(政令への委任)

第二百二条の三 この節に規定するもののほか、前条の規定の適用を受ける者に対する給付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三条第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担するに改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一 給付に要する費用(前項第二号に掲げるものを除く) 百分の十五

二 団体共済組合の事務に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三 国の職員、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)以下「国の施行法」という。第七條第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)以下「国の施行法」という。第七條第一項第五号に規定する職員をいう。」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一条の二

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合法の規定による退職料等を受ける権利を有する場合に限る。

一 法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特種法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特種機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づき恩給組合法の規定によりその適用

を受けていた者に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

第七條第二項第一号中「又は第四十二條」を「第四十一條の二第一項若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む。」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を、「国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

第七條の二を次のように改める。

第七條の二 恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

一 法律第五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員

二 法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法第二百五十二條の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合条例の規定によりその適用を受けていた更新組合員に係る年

金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。

3 前二項の規定は、第三條の三第二項又は第三項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられる、又は通算された期間については、適用しない。

第十條第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第三十一條第二項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該合算額」の下に「（同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるところにより、政令で定める金額を加算した額）を加える。

第十五條中「退職年金を支給するとき」の下に「（当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ。）を加える。

第十四條第二項中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

第五十五條第一項中「第五條の二、第七條の二」を「第七條の二」に改める。

第五十七條第二項中「及び同条」を、「同条」に改め、「年月数を含む。」の下に「及び同条第八項の規定により恩給の基礎在職年に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九條、第四十條又は第四十二條の規定により算定した金額が、第五條第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第六條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の例により算定した金額より少ないときは、第三十九條、第四十條及び第四十二條の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（施行日以後に恩給の受給権を有することとなる者の取扱）

第五十七條の二 恩給に関する法令の改正により、前条第一項に規定する更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五條第二項本文の規定を適用する。

第五十八條中「前条を「前二條」に、「同条第一項」を「第五十七條第一項」に、「と読み替へる」を「と、前条中「施行日」とあるのは、第五十八條に規定する組合員となつた日」と読み替へる」に改める。

第六十三條第六項中「退職年金若しくは」の下に「減額退職年金若しくは」を加える。

第六十四條第一項中「第百三十條第二項及び」を「」に改める。

第百二十八條第二項中「及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の療養年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を、「退職料、共済法の退職年金若しくは共

済法の療養年金又は国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「国の施行法第六條第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は国の施行法第六條第一項ただし書」に改める。

第百三十一條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後国の職員等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第百四十三條の二 新法第二百二條の二第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間（第七條第一項第一号に規定する職員をいう。）であつた期間及び国の職員（国の施行法第七條第一項第五号に規定する職員をいう。）であつた期間（以下この条においてこれらの期間を「第七條期間」という。）を含むものとする。ただし、第七條期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間については、この限りではない。

2 新法第二百二條の二第一項の規定は、退職の時に次掲げる給付を受ける権利を有する者については、適用しないものとする。

一 第二條第一項第十二号に規定する遺族料

二 第二條第一項第十六号に規定する共済法の退職年金又は共済法の療養年金

三 第二條第一項第四十二号に規定する普通恩給

四 第二條第一項第五十一号に規定する国の旧法等の規定による退職年金又は療養年金

3 新法第二百二條の二第五項の規定は、第七條期間の計算について準用する。

第百四十三條の三第一項中「新法第七十八條」の下に「又は新法第二百二條の二」を加え、「前条を「第百四十三條の二」に改める。

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

第四百三十三条の十八中「から第四百三十三条の四まで」を、第四百三十三条の三、第四百三十三条の四に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 一次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日

イ 第一条中地方公務員等共済組合法第七十条、第七十一条及び第七十二条の次にそれぞれ一条を加える改正規定並びに同法第七十三条の二の改正規定

ロ 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二項第四項、第三項、第三項の三、第七項第一項、第七項の二、第十項、第十三条第一項及び第五十七

条の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。)並びに同法第三十一条第二項の改正規定

ハ 附則第五条から第七項まで及び第九項から第十項までの規定

ニ 第一条から第十項までの規定

三 第二条中地方公務員等共済組合法第九、第十三条第六項、第三十条第二項及び第三十八条第一項の改正規定 昭和四十一年十二月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七條第二項の改正規定及び同条の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 昭和四十一年一月一日

(負担金に関する経過措置等)

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第四百三十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定は、昭和四十一年四月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百三十三條第二項から第四項まで

の規定は、昭和四十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二百三十三條第二項及び第三項の規定により昭和四十一年四月分以後この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月分までの掛金として施行日までに納付された金額のうち、改正後の法第二百三十三條第二項及び第三項の規定により納付すべき掛金の額をこえる金額については、施行日の属する月分以後の掛金として施行日以後これらの規定により納付すべき金額の一部として納付されたものとみなす。

(団体職員となつた復職希望職員についての特例に関する経過措置等)

第三条 改正後の法第四百四十四條の二の規定は、施行日以後に団体職員(同条第一項に規定する団体職員をいう。次条において同じ。)となるため退職した者について適用する。

2 改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第二条第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。)で改正後の法第四百四十四條の二第一項の申出をした者に対する同項の規定の適用については、同項中「長期給付」とあるのは、「長期給付(恩給法(大正十二年法律第四十八号)、退職年金条例(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。))第二条第一項第二号に規定する退職年金条例をいう。)、共済法(施行法第二条第一項第三号に規定する共済法をいう。))又は国の旧法等(施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。))の規定による年金である給付で当該給付の日の前日に施行法の規定によりその支給が停止されているものを含む。」とする。

第四条 施行日前に恩給公務員である職員、年金

条例職員、旧長期組合員若しくは国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き団体共済組合員期間(改正後の法第九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。)を、これに引き続き組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。))の改正後の法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、地方公務員共済組合に申し出たときは、その者に係る次に掲げる給付は、その申出をした者(以下「復帰希望職員」という。))が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 普通恩給

二 退職料及び退職年金条例の通算退職年金

三 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金

四 国の旧法等(改正前の施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。以下この条において同じ。))の規定による退職年金及び廃疾年金

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

六 改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

(同法第六章の規定を除く。))又は改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。))の規定の適用については、その者は、施行日以後の団体職員であつた期間、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方団体関係団体職員共済組合は、改正後の法第九十二条の規定による積立金のうちその者の施行日以後の団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者については、第一項各号に掲げる給付のうち普通恩給(増加恩給に併給される普通恩給を除く。)、退職料(増加退職料に併給される退職料を除く。)、共済法の退職年金又は国の旧法等の規定による退職年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなし、その他の同項各号に掲げる給付(改正後の施行法第五十五條第一項において準用する同法第五十四條第一項の申出をした場合における共済法の廃疾年金及び国の旧法等の規定による廃疾年金を除く。))を受ける権利は、施行日からその者が復帰したときまで停止したものとする。

4 第二項の規定の適用を受けた者は、改正後の法第十二章の規定の適用については、施行日の前日に退職したものとみなし、同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復帰したとき以後においては、団体共済組合員(同法第七十九條第三項に規定する団体共済組合員をいう。附則第十条において同じ。))でなかつたものとみなす。

5 改正後の法第四百四十四條の二第四項の規定は、復帰希望職員が引き続き復帰した場合について準用する。

(恩給組合条例の適用を受けた者の退職料等に関する経過措置)

第五条 恩給組合条例がなお効力を有するものと

したならば改正後の施行法第三條の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職員の期間に加えられることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第四十一條の二第三項において準用する同法附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條の二第四項において準用する同法附則第二十四條の四第三項の規定の例により、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定により支給される退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、改正後の法及び改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金とみなす。この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が組合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族であるときは、当該組合員はその組合員となつた日の前日において当該みなされた退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該みなされた退職料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利について改正後の施行法第五條第二項本文（同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第六條 恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三條の三第二項第四号又は第三項の規定により同条第二項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第三項に規定する期間がその者の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要な経過措置については、政令で定める。

2 改正後の施行法第七條の二第二項第四号又は第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第二項に規定する期間が更新組合員等の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより年金である長期給付を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要な経過措置については、政令で定める。

（日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第七條 更新組合員等が昭和四十一年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第五十五号附則第四十一條の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、改正後の施行法の規定により、昭和四十一年十月分からは、その若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からは、その若しくはその遺族の改正前の法若しくは改正前の施行法の規定による年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正前の施行法第二條第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正前の法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にか

かわらず、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれらの一時金の額（改正前の法第八十三條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下「支給額等」という。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

（加算年の算入に伴う経過措置）

第八條 前条の規定は、更新組合員等が昭和四十一年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第五十五号附則第二十四條第八項及び第二十四條の八並びに改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなることについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十一年一月分」と読み替へるものとする。

（特例による退職年金の額に関する経過措置）

第九條 改正後の施行法第十三條第一項の規定は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員等に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員等が退職し、又は死亡した日）が昭和四十一年十月一日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が同日以前である場合については、なお従前の例による。

（長期実在職者の退職年金等の額の特例）

第十條 昭和四十一年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共

済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

2 前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。

（施行日前にした退職料についての特例）

第十一條 改正後の法第二十二條の二の規定は、施行日前にした退職料については、適用しない。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十二條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む。」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一條の二第三項を次のように改める。

3 地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員（地方の職員等を除く。以下この項において同じ。）であつた長期組合員に対する第七條第一項第五号又は第九條第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員であつた期間（第七條第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間）は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案 旧勲章年金受給者に関する特別措置法案外一案 一四八八

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、長期在職者の低額年金を改善することとし、第二に、地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定し得るよう調整規定を設け、第三に、公庫等の職員期間の通算措置に準じ、地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、六月一日本付託となり、六月二十三日大西自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、熱心に審査を行ないましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

六月二十四日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社の三党共同提案により、地方公務員共済組合の短期給付に対する国庫負担の導入、組合員の負担の緩和並びに各地方議会相互の議員在職期間の通算措置の検討等を内容とする附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(伊能繁次郎君外二十名提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、伊能繁次郎君外二十名提出、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案、伊能繁次郎君外二十九名提出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

昭和四十一年六月二十三日

提出者

伊能繁次郎	相川 勝六
岩動 道行	白井 莊一
小川 半次	加藤 高藏
海部 俊樹	木村 武雄
額田 彌三	辻 寛一
野呂 恭一	長谷川四郎
藤枝 泉介	藤尾 正行
保科善四郎	堀内 一雄
前田 正男	松澤 雄藏
渡 徹郎	伊藤卯四郎
受田 新吉	
賛成者	
逢澤 寛	外二百四十六名

旧勲章年金受給者に関する特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を支給することに關して定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鵄勲章年金令(明治二十七年勅令第百七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く)を受ける権利を有していた者で昭和三十八年四月一日に日本の国籍を有していたもの(以下「旧勲章年金受給者」という)には、一時金を支給する。

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、十万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができない者)

第五条 旧勲章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条の期間は、その処分を通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支払)

第十二条 一時金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 内閣総理大臣は、一時金の支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者の指定する者に交付することができる。

(事務の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

(総理府令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第二項及び第三項の規定を除き、昭和三十八年四月一日から適用し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和四十一年七月一日から適用する。

(勲等年金受給者に対する措置)

2 昭和二十一年三月三十日内閣告示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭和四十一年七月一日においてその支給を受けることができるものには、一時金として三万円を支給する。この場合においては、第四条及び第六条から第十二条までの規定を準用する。

3 勲等年金は、昭和四十一年分(同年六月の支給に係る分を除く。)以降、支給しない。

(一時金の支給の開始時期)

4 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一号を加える。

六 旧勲等年金受給者に関する特別措置法

(昭和四十一年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

旧勲等年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約九億円の見込みである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十一年六月二十三日

提出者

伊能繁次郎	岩動 道行	小川 半次	海部 俊樹	額 彌三	野呂 恭一	藤枝 泉介	保科善四郎	前田 正男	渡 徹郎	稻村 隆一	田口 誠治	横崎弥之助	山内 広君	伊藤卯四郎
相川 勝六	白井 莊一	加藤 高藏	木村 武雄	辻 寛一	長谷川四郎	藤尾 正行	堀内 一雄	松澤 雄藏	西ヶ久保重光	大田 俊	中村 高一	村山 喜一	米内山義一郎	受田 新吉

賛成者

逢澤 寛 外三百七十九名

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。第十条の次に次の三条を加える。

(就職指導等)

第十条の二 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号に該当すると公共職業安定所長が認定したものに對し、労働省令の定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行なうものとする。

一 当該離職の日が昭和三十九年一月一日以後であること。

二 第二条第一号に掲げる者に該当する労働者として一年以上在职していたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

五 前にこの項の規定による認定を受けたことのないこと。

2 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号のいずれかに該当すると公共職業安定所長が認定したものに對しても、前項の就職指導を行なうことができる。

一 前項各号(第四号を除く。)に該当する者であつて当該離職の日以後新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合に

よらないでさらに離職し、かつ、その離職が同項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であるもの

二 前項の規定による認定を受けた後において新たに安定した職業についたことによりその認定が第五項の規定により取り消された者であつて当該職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職し、かつ、その離職が前項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であるもの

3 公共職業安定所長は、前二項の規定による認定を受けた者に対して、公共職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

4 第一項及び第二項の規定による認定は、当該認定を受けた者の第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失ふ。

5 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定による認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。
二 新たに安定した職業についたとき。
三 正当な理由がなく、第一項の就職指導を再度受けず、第三項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき。

四 偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(就職促進手当)

第十條の三 国は、前条第一項又は第二項の規定による認定を受けた者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令の定めるところにより、就職促進手当を支給することができる。

2 就職促進手当の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

3 租税その他の公課は、就職促進手当を標準として課することができない。

(就職促進指導官)

第十條の四 第十條の二第一項の就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十條第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

第十八條の見出しを「(援護業務)」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加へる。

二の二 公共職業安定所の紹介により駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第十八條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務は次の各号に該当する駐留軍関係離職者に対して、同項第二号の二の業務及びこれに附帯する業務は第十條の二第一項第一号、第二号及び第四号に該当する駐留軍関係離職者について行なうものとする。

第十八條第二項第三号中「一部改正法律を」駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十八号)に改める。

附則第三項に次のただし書を加へる。

ただし、この法律の失効前に第十條の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び就職促進手当に関しては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 駐留軍関係離職者であつて当該離職の日の翌日からこの法律の施行の日までの期間が二年をこえるものに対する改正後の第十條の二の規定の適用については、同条第二項第一号中「同項第一号の離職の日の翌日から起算して三年」とあり、同条同項第二号中「前項第一号の離職の日の翌日から起算して三年」とあり、同条第四項中「当該認定を受けた者の第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年」とあるのは、「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から起算して一年」とする。

(労働省設置法の一部改正)
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第七号の次に次の一号を加へる。

七の二 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の

支給に関すること。

第十八條第一項中「緊急失業対策法(これに基づく命令を含む。)」の下に、「駐留軍関係離職者等臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を加へる。

理由

駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行状況にかんがみ、駐留軍関係離職者に対し就職指導及び就職促進手当の支給を行ない、並びに駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対し雇用奨励金の支給を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二億九千万円の見込みである。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木村武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔木村武雄君登壇〕

○木村武雄君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案は、自由民主党、民主社会党の共同提案にかかるものでありまして、その要旨は、昭和三十八年四

月一日に日本国籍を有していた旧金殖勲章年金受給者に対し特に一時金十万円を支給することとし、勲等年金受給者についても一時金として三万円を支給しようとするものであります。なお、昭和四十一年分以降の勲等年金は、同年六月の支給にかかるものを除いて、支給しないこととしております。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案にかかるものであります。その要旨は、駐留軍関係離職者の再就職を円滑にするため、昭和三十九年一月一日以降の離職者に対し、特別の就職指導、就職促進手当並びに雇用奨励金の制度を実施しようとするものであります。

右二法案は、いずれも本二十四日、本委員会に付託となり、提案理由の説明を聴取し、内閣の意見を聴取した後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案は多数をもって、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。

まず、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

出席国務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君
通商産業大臣 三木 武夫君
労働 大臣 小平 久雄君
自治 大臣 永山 忠則君

出席政府委員

総理府総務副長 細田 吉蔵君
官

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、昨二十三日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、昨二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和三十九年度において防災に関してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十一年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(政府委員承認)

一、昨二十三日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

建設省道路局長 義輪健二郎

(政府委員退任)

一、昨二十三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、去る二十二日付をもつて建設省道路局長尾之内由紀夫は同局長の併任を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

佐伯 宗義君 山田 長司君
鍛冶 良作君 藤田 高敏君

外務委員

鍛冶 良作君 加藤 進君

大蔵委員

文教委員

押谷 富三君 野口 忠夫君
横山 利秋君 遠藤 三郎君
川俣 清吉君 中澤 茂一君

農林水産委員

大石 八治君 松山千恵子君
内田 常雄君 佐伯 宗義君

商工委員

山本 幸一君 川崎 寛治君
内田 常雄君 遠藤 三郎君
佐々木秀世君 竹内 黎一君
西岡 武夫君 湊 徹郎君

予算委員

中澤 茂一君 川上 貫一君
野口 忠夫君 山本 幸一君

決算委員

栗原 俊夫君 鈴木 一君

議院運営委員

栗原 俊夫君 鈴木 一君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

鍛冶 良作君 藤田 高敏君
佐伯 宗義君 山田 長司君
川上 貫一君

外務委員

鍛冶 良作君 藤田 高敏君
佐伯 宗義君 山田 長司君
川上 貫一君

大蔵委員

遠藤 三郎君 中澤 茂一君
川俣 清吉君 押谷 富三君
横山 利秋君 野口 忠夫君

文教委員

佐伯 宗義君 内田 常雄君
松山千恵子君 大石 八治君

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一四九二

農林水産委員

川崎 寛治君

山本 幸一君

商工委員

竹内 黎一君

西岡 武夫君

渡 徹郎君

内田 常雄君

遠藤 三郎君

佐々木秀世君

予算委員

野口 忠夫君

加藤 進君

中澤 茂一君

決算委員

山本 幸一君

栗原 俊夫君

議院運営委員

玉置 一徳君

(特別委員兼任)

一、昨二十三日、議長において、次の特別委員の
辞任を許可した。

災害対策特別委員

川崎 寛治君

松平 忠久君

久保 三郎君

(特別委員補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次の通り特別委員
員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

久保 三郎君

落合 寛茂君

川崎 寛治君

(議案提出)

一、昨二十三日、委員長及び議員から提出した議
案は次の通りである。

製菓衛生師法案(社会労働委員長提出)

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(伊
能繁次郎君外二十名提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対
する給付金の支給に関する法律の一部を改正
する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

(議案付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次の
通りである。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(坂
村吉正君外五名提出、衆法第五五号)

農林水産委員会 付託

一、今二十四日、委員会に付託された議案は次の
通りである。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案(伊
能繁次郎君外二十名提出、衆法第五七号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出、
衆法第五八号)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対
する給付金の支給に関する法律の一部を改正
する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出、
衆法第五九号)

以上三件 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十三日、参議院に送付した本院提出案は
次の通りである。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、参議院に送付した内閣提出案は
次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要
な特別措置に関する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法
律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する
法律案

一、昨二十三日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(坂
村吉正君外五名提出)

製菓衛生師法案(社会労働委員長提出)

(条約通知)

一、昨二十三日、参議院送付の次の条約を承認す
ることを議決した旨参議院に通知した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関
する二重課税の回避のための日本国とドイツ
連邦共和国との間の協定の締結について承認
を求めるの件

性病予防法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、近年各地において性病が著しくまん
延し、早期顕症梅毒の増加が報告され、特に若
年層に多発の傾向がみられるため、その予防対
策の改善強化を図ろうとするもので、その主な
内容は次のとおりである。

(一) 医師の届出制度の合理化

1 医師が性病患者を診断した場合における
都道府県知事への届出期間を、一月以内と
すること。

2 医師は、患者が医師の指示に従わないと
き又は治療を受けないとき及び患者に病
毒をうつしたと認められる者が、さらに多数
の者に病毒をうつすおそれのある者である
ときは、その者の氏名、居住の場所等を、
すみやかに都道府県知事に届け出なければ
ならないこと。

(二) 婚姻時の梅毒血清反応検査

婚姻をしようとする者に、梅毒血清反応に
ついての医師の検査を受けることを義務づけ
ること。

(三) その他

売らん常習容疑者に対する健康診断命令等
の権限は、現行法上都道府県知事が行なうこ
となつてゐるが、保健所を設置する市にあ
つては、市長が行なうことができるものとす
ること。

(四) 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

ただし、婚姻をしようとする者及び妊娠した

者の梅毒血清反応についての検査に要する費用を徴収しない旨の規定は、昭和四十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

性病が近年各地において著しくまん延し、特に若年層に多発の傾向がみられ、新たな様相を示しつつあるので、その予防対策を強化改善することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に妊婦血液検査、婚姻時血液検査に必要な経費として、一千九百一十一万五千円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年六月二十三日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

こどもの国協会法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は児童の健康を増進し、かつ、その情懷を豊かにするための施設を設置して、これを適切に運営し、もつて心身ともに健やかな児童の育成に寄与することを目的とするものである。

その主な要旨は次のとおりである。

- 1 こどもの国協会は法人とし、その設立の際の資本金は政府が全額出資すること。
- 2 協会は目的を達成するため、児童のための遊戯、教養、生活訓練等の各施設が総合的に整備された集団施設を設置、運営することとし、目的の達成に支障のない限り、その施設を一般の利用に供することができること。
- 3 協会が設置する集団施設を、こどもの国と称すること。
- 4 協会の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置き、理事長及び監事は厚生大臣が、理事は厚生大臣の認可を受けて理事長が任命すること。
- 5 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とすること。
- 6 政府、地方公共団体の職員は、ともに職務に専念する必要があるため、非常勤の者を除き、役員になることができないこと。
- 7 協会の事業年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わること。
- 8 協会は、毎事業年度の開始前に予算、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受け、毎事業年度の終了後、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、厚生大臣の承認を受けなければならないこと。
- 9 協会は、厚生大臣が監督するものとし、必要があるとき、厚生大臣は、協会

に対してその業務に関し監督上必要な命令をし、報告の徴収、立入検査を行なうことができること。

- 10 協会の事業は、出資された国有財産を基礎として行なわれるので、厚生大臣は業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等、重要事項の認可、承認等に関し大蔵大臣と協議しなければならないこと。
- 11 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

心身ともに健やかな児童の育成を図るため、国の出資によりこどもの国協会を設立し、総合的に整備された集団施設であるこどもの国の設置運営を同協会に行なわせることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

こどもの国出資として昭和四十一年度一般会計予算(厚生省所管)に五千万円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年六月二十三日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における鉄工業生産工程の分化及び専門化の進展に伴う加工業の重要性の増大にかんがみ、日本工業規格表示制度を加工技術に適用するとともに、同制度の円滑な運用を図るため、所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣が指定した加工技術について、その加工技術に係る加工業者は、主務大臣の許可を受けて、日本工業規格に該当する加工技術によって加工したことを示す表示(JISマーク)を附することができることとする。
- 2 指定の取消し、事業の承継、事業廃止の届出、事業廃止の場合の許可の失効、報告の徴収についての規定を新たに設ける等、所要の整備を行なう。
- 3 国及び地方公共団体は鉄工業品に関する技術上の基準を定めるとき、鉄工業品の調達仕様を定めるとき、その他事務の処理に当たつて一定の基準を定めるときは、JISを尊重しなければならないこととする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案、技術の進歩、経済の変遷に即応して、工業標準化の促進と日本工業規格表示制度の円滑な運用を図るための措置として、有効適切な

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号 議案に関する報告書

ものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとりの附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年六月二十三日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

工業標準化法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行にあたり、政府は次の諸点について十分努力すべきである。

一 技術革新の急速な進展に対応して、工業標準化制度に対し根本的検討を加えること。

二 一般消費者に対する工業標準化制度の普及徹底を図ること。

三 JISマーク表示の許可水準に達していない中小企業に対しては、経営、技術上の指導援助及び金融上の助成等をさらに推進すること。

四 団体規格によつてJIS規格の目的がなされたげられることのないよう、指導を徹底すること。

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

計量法は昭和二十六年に制定されたものであるが、同法については、計量法制の一元化(電気測定法との統合)が懸案であつたほか、近年、計量器関係産業の技術水準の向上等に伴う法体系の整備改善及び消費者保護の見地からの商品取引計量に関する規制の強化の必要性が強まつてきたため、政府は昭和三十八年に計量行政審議会に対し、これらの諸点に関する諮問を行ない、昭和四十年に答申を得た。

本改正案は、この答申に基づいて、計量法を広範囲にわたり改正しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 電気測定法との統合

計量単位の規定に電流のアンペア等一九種の電気単位の規定を追加し、計量器の定義に電力量計等三種の電気計器を追加するとともに検定の主体に日本電気計器検定所を加え、また、変成器付電気計器の検定及び使用制限等につき所要の規定を設ける。

なお、電気測定法は廃止する。

2 国際機関の決議等による計量単位の追加等
メートル条約に基づく国際度量衡總會の決議及び国際放射線学会の決定等を取り入れ、角速度のラジアン、照射線量のレントゲン等の規定につき、追加、名称の変更その他の整備を行なう。

3 法規制対象の計量器の整理

現行法においては、規制対象として三九種類の計量器を規定しているが、材料試験機等規制の必要がないと思われる機種を除外し、一般的に取引、証明に使用される計量器に限定することとして、はかり、ものさし等一八機種を規定する。

4 計量器の製造、修理及び販売の事業の規制緩和

(一) 製造事業の許可制を次のような登録制に改める。

(1) 計量器の製造事業は通商産業大臣の登録とし、登録申請者の検査設備が一定基準に適合していれば登録をする。

(2) 登録事業者は、検査規程を作成し、届け出なければならない。通商産業大臣は、必要に応じ、検査規程の変更を命ずることができる。

(3) その他、登録の取消し、事業の停止、登録の手續、登録の有効期間等について規定する。

(二) 修理事業は都道府県知事(電気計器の場合は通商産業大臣)の登録制とし、検査設備の審査、検査規程の作成義務その他について製造事業の場合と同様に規定する。

(三) 販売事業の登録の対象を政令で定める計量器の販売又は販売の仲立ちに限定する。

5 計量器の検定受検前の譲渡禁止制の緩和等

現行法では、検定に合格しない計量器は原則として譲渡を禁止しているが、この建前を廃止し、体温計その他政令で定める計量器に限り、検定合格前の譲渡を制限する。(従つて、一般計量器については、取引、証明上の計量に關して検定合格品の使用を強制する規定だけが適用される。)

なお、計量器を改造又は修理した場合の検定証印等のまつ消費義務等についても所要の規定を設ける。

6 検定における型式承認制の採用

現行法は、計量器の構造と器差(誤差)の双方について一品ごとの検査を建前としているが、一部の計量器についてはこれを改め、次のような型式承認制をとる。

(一) 政令で定める計量器の製造業者又は輸入業者は、その計量器の型式について承認を受けることができる。

(二) 型式承認申請の計量器については構造検査を行ない、合格すれば承認をし、承認された型式の計量器に型式承認番号を附することを認める。

(三) 承認された型式の計量器の検定に際しては、構造検査を省略して、主として器差のみを検査する。

(四) その他、型式承認の手續、改造又は修理の場合の型式承認番号除去義務等について

規定する。

7 消費者保護の規定の拡充

(一) 政令で指定する商品を容器に入れ、容器とともに販売する場合には、その商品の量をその容器に表示しなければならないこととする。

(二) 商品を計り売りする場合には、その商品の量目を購入者に明示するよう努めなければならないこととする。

(三) 容器又は包装に正味量を表記する場合には、政令で定めるところにより量目を表記しなければならないこととする。

(四) (一)、(二)、(三)の規定その他量目に関する義務規定を遵守していない者に対し、都道府県知事等が勧告し、勧告に従わない場合にはその旨を公表することができることとする。

(五) 正味量表記の商品に対し抽出検査を行ない、その結果が不良の場合は、抽出に係る商品全体の表示をまつ消することができることとする。

8 計量証明事業の規制

現行法は、計量証明事業に使用する計量器についての登録制であるが、最近の計量証明の需要及び証明件数の増大にかんがみ、これを事業の登録制に改める。

登録申請に対しては、計量器、計量技術等に関する一定基準に適合する場合には登録さ

せることとし、その他、登録の手續、登録の取消し等について所要の規定を設ける。

9 その他

(一) 計量器の定期検査の場所を原則として計量器の所在の場所とする。(巡回検査を原則とする。)

(二) 立入検査の場合のほか、家庭等のガスメーター、水道メーター、又は電気計器が不良であるときは、検定証印等をまつ消することができることとする。

(三) 計量士の資格要件として、計量講習所の課程を終了した場合は実務経験七年以上となつてゐるのを五年以上に改める。

(四) 届出義務違反に対する現行法の罰金制を過料制に改める。

(五) 登録、検定等に関する手数料の額を改める。(法律の別表)

10 施行期日及び経過規定等

(一) 改正法の施行期日は、公布の日から一年をこえない範囲内で政令で定める。

(二) 計量器の製造、修理、販売の事業、計量証明事業、計量器の構造検査、電気計器の型式承認等に関し、所要の経過規定を設ける。

(三) 計量法施行法、日本電気計器検定所法その他の関係法律について字句の整理を行なう。

二 議案の可決理由

本案は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展および文化の向上に寄与するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年六月二十三日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行にあたり、政府は次の諸点について万遺憾なきを期すべきである。

一 計量行政の拡充強化を図るため、国及び地方公共団体の機構、人員及び予算等について十分な措置を講ずること。

二 一般消費者に対する計量思想の普及徹底を図るため、諸般の行政措置を早急かつ積極的に実施するとともに、特に民間団体の活用について適切な対策を講ずること。

三 物品の計量方法及びその表示方法等に関し適切な指導を行なうとともに、各省庁とも一貫した指導体制をとるよう相互に密接な連絡をとること。

四 計量器販売事業の規制については、不正確な

計量器が流通することにより一般使用者に実害を及ぼすことのないよう、適切な措置を講ずること。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、恩給制度の改正に準じて、日本赤十字社救護員の在職期間を地方公務員共済組合の通算措置に準じて、団体職員共済組合員期間を地方公務員共済組合員期間に通算する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 恩給制度の改正に伴い、日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を有する地方公務員について、その期間を組合員期間に通算するとともに、長期在職者の低額年金について、恩給制度の改正措置に準じ、改善する等の措置を講ずること。

2 地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定しうよう調整規定を設けること。

3 地方公務員共済組合の職員である組合員および地方団体関係団体職員共済組合の組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の

十五に相当する額については、国の職員にかかるものにあつては国が、それ以外のものにあつては地方公共団体が負担するものとする

4 団体職員共済組合員期間について、公庫公団職員期間の地方公務員共済組合員期間への通算措置に準じ、地方公務員共済組合員期間に通算するとともに、団体職員のうち、団体職員共済組合の組合員期間が十年以上二十年未満の者が退職した場合において、その者の団体職員共済組合員期間に公務員の在職期間を合算して二十年以上になるときは、特例を設けて退職年金を給付するものとする。

二 議案の可決理由
恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、公庫等の職員期間の通算措置に準じて地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算する等の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年六月二十四日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一 地方公務員共済組合の短期給付については、医療費の増加に伴う財政悪化及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため、国庫負担制度について検討すること。

二 市町村共済における掛金の増高しつつある状況にかんがみ、組合員の掛金率については、他の社会保険の保険料との均衡を考慮して過重とならないよう措置すること。

三 年金のスライド制の運用については、実効ある具体的方策が早急に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

四 地方議会議員の在職期間については、都道府県、市及び町村相互に通算できるよう検討すること。

右決議する。

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案
(伊能繁次郎君外二十名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、旧金鵄勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われた等の事情を考慮

し、旧金鵄勲章年金令による年金を受ける権利を有していた者のうち、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有していた者について、特に一時金十万円を支給するとともに、勲等年金受給者についても、その年金額が現在きわめて低額のまま据え置かれていたので、一時金として三万円を支給することとし、昭和四十一年分以降の年金は、同年六月の支給に係る分を除き、これを支給しないこととするものである。

二 議案の可決理由

旧金鵄勲章年金受給者の生活状況並びに勲等年金の年金額の現状にかんがみ、本案の趣旨は、これを妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して細田総理府総務副長官より「やむをえない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十一年六月二十四日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出)

出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、駐留軍関係離職者に対し、その再就職を円滑にするため、炭鉱離職者に対する措置にならつて特別の就職促進措置を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて、当該離職の日が昭和三十九年一月一日以後であり、政府雇用労働者として一年以上在職していたこと等一定の要件に該当すると公共職業安定所長が認定したものに對し、その者の再就職を促進するために必要な就職指導を行なうものとする。

2 この認定は、離職後三年を経過したときは、その効力を失ふものとする。

3 公共職業安定所長は、認定を受けた者が、労働の意思又は能力を有しなくなつたとき、新たに安定した職業についたとき、不正の行為により就職促進手当を受けようとしたとき等には、認定を取り消すことができるものとする。

4 就職指導は、就職促進指導官に行なわせるものとする。

5 国は、認定を受けた者に対して、その就職活動を容易にし、生活の安定を図るため、就職促進手当を支給することができるものとする。

6 これらの駐留軍関係離職者を、公共職業安定所の紹介により雇入れる事業主に対して雇用奨励金を支給することとし、その事務

は、雇用促進事業団に行なわせることとする。

7 この法律の失効前（昭和四十三年五月十七日前）までに認定を受けた駐留軍関係離職者についての認定の効力、その取消し、就職指導、就職促進手当に関しては、失効後も、なお従前の例によることとする。

なお、この法律は、公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとし、そのほか、必要な経過規定、関係法律の整備等について規定している。

二 議案の可決理由

駐留軍関係離職者の就職状況にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二億九千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、小平労働大臣より「やむをえない。」旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和四十一年六月二十四日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院会議録第六十六号中正誤

ページ 段 行 誤

一四三 三 三十四、

一四二 一 一 認定

正

十四日、
認可

昭和四十一年六月二十四日 衆議院會議録第六十八号

一四九八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)
発行所
東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)